

# 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和元年7月5日(金) 午前10時00分～午前11時28分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13		14		15	沖田辰夫	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	(欠員)	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	13	矢野正祥	14	山首憲市		
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		沖田次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)					
⑦	農林水産課	山岡課長		三好課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第41号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について					
		議案第42号 非農地証明について					
		議案第43号 納税猶予適格者証明について					
		議案第44号 下限面積(別段の面積)の変更について					
		議案第45号 農用地利用集積計画の決定について					

事務局（局長） 只今から令和元年第7回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。  
出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。  
本日、13番 矢野正祥委員、14番 山首憲市委員より欠席の報告を受けております。  
また、引続き、推進委員1名は欠員となっております。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。  
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に、15番 沖田辰夫委員、17番 石岡猶一委員を指名いたします。  
次に、日程第2、書記の指名を行います。  
本日の会議の書記に事務局の都築専門員を指名いたします。  
それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議 長（会長） まず、議案第38号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。  
議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。  
議案書1ページをご覧ください。  
1番、2番は関連案件です。  
1番、中村字土手外の土地、畑1筆・1,302㎡。  
2番、同じく中村字土手外の土地、畑1筆・347㎡。いずれも贈与による所有権移転です。  
所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。農業は、譲受人、父母、兄が年間を通して従事します。  
3番、平野町野田の土地、田3筆・計1,314㎡は売買による所有権の移転です。  
所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。農業は、譲受人夫婦及び母が年間を通して従事します。  
以上、3件のご審議をよろしくお願いします。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

2番 失礼いたします。  
1番、2番案件は、譲受人が同じですので、併せて説明いたします。  
議案説明資料1ページ及び2ページを参考にしてください。

どちらも贈与による所有権移転になります。

申請地は、2件ともJR大洲駅の北側、堤防の外側になります。

いずれの農地も譲受人が所有する農地に隣接しており、効率的に作業ができることから併せて管理して欲しいと依頼があり、譲り受けるようになったものです。

譲受人は市内及び市外において、大規模に農業経営を行っておりますが、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、特に問題はないと思われま。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことを確認しております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

続いて、3番。

8番

失礼します。

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

3番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、平野公民館の南約400mにある田2筆と、同じく平野公民館の南約800mにある田1筆になります。現地の調査を行いました、ともに良好に管理されておりました。

高齢になった譲渡人が農業経営をすることが困難になったことや、譲受人が自身の農地と合わせて効率的に作業ができるとのことで、今回の申請に至っています。

譲受人は公務員をしていますが、妻や母と共に農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第39号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(農地係長)

失礼いたします。

議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の4ページから14ページを併せてご覧ください。

1番、大洲の土地1筆です。

申請人は隣接地にアパートを建築するため、申請地を通路として利用するものです。

申請地は、市内中心部から南西に約0.5kmに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第一種低層住居専用地域)が定められている区域内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の4ページをご確認ください。

2番、菅田町菅田の土地7筆です。

今後設備改修が必要な事業者、平成30年7月豪雨による水害を被った事業者、また、公共事業により立退きが必要となる事業者等のために申請地を利用して新たに企業用地の整備をするものです。なお、申請地は別紙議案説明資料9ページ位置図をご確認下さい。本件は10ページの地番地目図の着色部分でその他は後ほど5条申請案件となっております関連がございます。

申請地は、市内中心部から東北東に約4.1km、車で約15分のところに位置し、宅地からの状況を見て、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域に隣接する、10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の7ページをご確認ください。

3番、柴の土地1筆です。

申請地は、道もない山間の低生産農地であり、申請人も高齢で申請地の耕作管理が不可能のため、今後は杉、桧を植林し山林として管理するものです。

本案件につきましては、本年2月の第2回定例総会で農用地区域除外についてご審議いただきました案件であり、農振法11条公告がなされています。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の11ページをご確認ください。

なお、1番及び3番案件につきましては、既に違反転用状態にあることから、県に違反転用事案報告を提出する予定でございます。

以上、3件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんから説明を受けたいと思います。1番。

1番

失礼します。

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。説明資料の4ページから6ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可あり次第、着工するとのことであり、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われまます。

また、事務局から説明がありましたように、既に造成されており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地北側は市道、その他周囲は宅地であり、転用による影響はなく各項目において適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

11番

失礼します。

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の7ページから10ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、大洲市の予算で行われますし、転用面積の妥当性につきましても問題ないと思われまます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、今回の申請地は、当時の里道を払い下げたもので、申請地の周辺一帯は5条申請案件として提出されている農地であります。転用後は企業用地や通路、緑地として整備をする計画であることから、直接的な影響はないと思われるため問題ないと考えまます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えまます。

ご審議のほど、よろしく願ひします。

議長（会長）

はい。続いて、3番。

30番

3番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の11ページから14ページをご覧ください。

本件につきましては、今年の2月に開催されました第2回定例総会の「議案第10号 農業振興地域整備計画の変更について」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件です。調査結果は、第2回定例総会においてご説明しましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われまます。

次に一般基準の転用の確実性につきましては、先程事務局から説明がありましたように、すでに植林をされており、本人も始末書を提出し大変反省をされています。

また、周辺農地等への影響につきましては、隣接農地所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから、

特には問題ないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、また、始末書を提出し、反省をされているようですので、追認許可はやむを得ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第40号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3から4ページ並びに別紙「議案説明資料」の15ページから45ページまでを併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地、396㎡の案件は、現在親元で両親と同居しているが、結婚して独立し新たに自己住宅を建築するため、申請地を母より贈与により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から西に約1.5km、車で約5分のところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。従いまして、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

2番、徳森及び菅田の土地、24筆、計26,590.3㎡の案件は、平成30年7月豪雨により被災した事業者及び公共事業により立ち退きを余儀なくされている事業者等に対し、新たに工業用地の整備を行い分譲するため、大洲市が申請地を含む一団の土地を愛媛県より取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東北東に約4.1kmに位置し、宅地化の状況からみて、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接する10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断しております。従いまして、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

なお、本案件につきましては、徳森と菅田の農地になりますが、筆数も多く転用面積も広いことから、徳森と菅田の担当委員であります、台越委員と、上田委員のお二人に現地調査をお願いいたしました。先ほど4条案件で上田委員に調査報告していただきましたので、本案件につき

ましては、台越委員に現地調査報告をお願いしております。

また、本案件は、3,000㎡を超える転用となるため、今月26日に開催されます定例常設審議委員会に議案を上程する予定であります。

続きまして3番、菅田町菅田の土地234㎡の案件は、事務所用地に來客用の駐車スペースが少なく不便であることから、新たに駐車場を確保するため、隣接地である申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東に約4.4km、車で約10分のところに位置しており、概ね300m以内に菅田連絡所が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

従いまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

4番、喜多山の土地1,063㎡の案件は、老朽化が著しい住宅の建て替えを計画しているが、土砂災害特別警戒区域に指定され元の場所での建て替えを行うことができないことから、新たに農家住宅と農業用倉庫を建築するため、夫より申請地を借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市の中心部から北東に約9.2kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、また、一定の規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。従いまして、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

なお、本件は、本年の第4回定例総会において、農用地区域除外案件としてご審議いただいている農地でございます。

5番、春賀の土地308㎡の案件は、現在、両親宅で同居しているが、手狭で不便であるほか、高齢となった両親のケアが必要になることから、新たに自己住宅を建築するため、隣接地である申請地を父より借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約6km、車で約15分のところに位置し、農地の一定規模以上の農地の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。従いまして、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

6番、同じく春賀の土地701㎡の案件は、事業の増加に伴い、既存敷地だけでは資材置場が不足し不便であることから、資材置場を設置するため申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約6.2kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

従いまして、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

以上、6件でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

失礼いたします。

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の15ページから19ページを参考にしてください。

申請地は、16、17ページの位置図のとおり、市立大洲病院から東

に約250mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可が有り次第、住宅ローンを利用し着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、18ページの地番地目図を見ていただければと思います。申請地の西側に農地がありますが、譲渡人の農地であり、またその他は宅地や河川沿いの市道となっており、特に問題はないものと思われま

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

はい。続いて2番。

6番

それでは2番案件の調査結果をご報告いたしま

議案説明資料の20ページから25ページを参考にしてください。

申請地は、22、23ページの位置図のとおり、徳森公園、平公民館に隣接する農地になります。

まず、基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書に記載しておりますように、申請地は県道に隣接し利便性が良く、申請地以外に条件を満たすような一団のまとまりのある適当な土地はないと思われま

なお、周辺に当該目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地についてもないと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に市議会の議決を得て予算化されており、転用後の用地取得予定事業者との調整も進められていることから、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、地目も多いため、22、23ページの位置図と、24ページの地番地目図、25ページの土地利用計画図も併せて参考にしていただければと思

まず、北側についてですが、新たに整備される進入路を挟み災害公営住宅が建設される予定であり、東側は水路を挟んで、県道と住宅地が隣接しております。また、2車線の道路を挟む西側については、一部宅地がありますが、ほとんどが市有地であり徳森公園と平公民館の用地になってお

さらに南側については、山林や原野、雑種地のほか、農地も一部隣接しておりますが、25ページの土地利用計画図のとおり、分譲する工業用地との間に、法面などの緑地帯があり、この部分については転用後も現在の状況と変わらないことなどから、特に問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

はい。続いて、3番。

11番

それでは3番案件の調査結果をご報告いたしま

議案説明資料の26ページから30ページを参考にしてください。



申請地は、27、28ページの位置図のとおり、菅田小学校の北西約50mに位置する農地になります。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり、自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、29ページの地番地目図のとおり隣接する農地がありますが、所有者からの同意を得ているとのこと

です。転用の目的が露天駐車場ということで、現況と変わりがないため、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長(会長)

続いて、4番。

20番

それでは4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の31ページから35ページを参考にしてください。

申請地は、32、33ページの位置図のとおり、新谷公民館喜多山分館の北約500mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。また本案件は、事務局から説明がありましたように、本年4回定例総会において農振地域からの除外案件として審議いただいたものでござい

ます。その際に、農地転用を前提とした調査を実施し、報告しておりますが、その時と状況は変わっておらず、立地基準、一般基準、いずれも調査報告書記載のとおり問題ないと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長(会長)

続いて、5番。

21番

それでは5番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の36ページから40ページを参考にしてください。

申請地は、37、38ページの位置図のとおり、三善連絡所から北西に約700mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可が有り、自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、39ページの地番地目図のように、周辺農地は譲渡人の農地であり、特に問題はないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。続けてよろしいでしょうか。続いて、6番案件の調査結果をご報告い

たします。

議案説明資料の41ページから45ページを参考にしてください。

申請地は、42、43ページの位置図のとおり、三善連絡所から北西に約1kmに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可が有り次第、自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、44ページの地番地目図のように、周辺に農地はないことから、特に問題はないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 (会長)

はい。只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませ

委員

(質疑なし)

議長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませ

委員

(異議なし)

議長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしま

次に、議案第41号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたしま

事務局の説明を求めま

事務局  
(専門員兼農政係)

議案第41号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明しま

議案書5ページと併せて、議案説明資料49ページをご覧ください。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました『〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願ひするもので

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明しま

①「法人の組織」は、株式会社・持分会社・農事組合法人・特例有限会社のいずれかであること、②「事業の限定」は、主たる事業が農業と関連事業であり、双方の売上高が全体の過半を占めていること、

③「構成員・議決権の資格」は、法人の農業関係者(常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等)の議決権が総議決権の2分の1以上あること、④「経営責任者の要件」は、執行役員の過半数が農業常時従事者で、役員又は重要な使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事していること、以上4点が確認事項となっています。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、平成17年に設立され、主に葉物野菜の

栽培を行っています。

①の「法人組織」は特例有限会社、②につきましては、すべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は2分の1以上であり、④の「経営責任者の要件」は執行役員全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

す。ご審議をお願いします。

議長（会長）

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第42号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第42号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書6ページ並びに別紙「議案説明資料」の46ページから48ページまでを併せてご覧ください。

1番、成能の土地、403㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請人は勤めに出ていたこともあり、申請地の耕作管理ができず平成元年に杉・桧を植林したが、樹木等が成長し、農地への復旧が著しく困難な状態である。とのこととございます。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

15番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の46ページから48ページを参考にしてください。

申請地は、47ページの位置図のように成本集会所の西約55.0mに位置する農地です。

申請によりますと、「申請人が勤めに出ていたことから申請地の耕作管理が困難となり、平成元年に杉、桧を植林し、現在では農地への復旧が著しく困難な状態となっている」との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも20年以上は経過しているものと推察でき、農地への復旧には、開墾と同程

度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められました。よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第43号『納税猶予適格者証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第43号「納税猶予適格者証明について」をご説明いたします。

今回、証明願のありました納税猶予の種類については相続税です。

この議案は、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番、相続人、被相続人ともに五郎5区在住者です。被相続人は死亡の日まで農業をされており、また相続人は被相続人死亡後も引き続き農業経営を開始していることから、被相続人及び相続人の要件を満たしているものと考えております。

また、申請農地は、相続された農地のうち、議案書に記載しております東大洲及び若宮、新谷の6筆、計11,702㎡で、水稻や露地野菜等を作付けすることとなっております。

以上、1件です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

3番

失礼いたします。

相続人は、水稻のほか、季節に応じた露地野菜で農業経営をしています。

相続人の父である被相続人が、昨年10月に亡くなられたことから農地を相続することになり、相続税の納税猶予の適用を受けるため、今回その証明願の提出があったものです。

申請地は、東大洲・若宮・新谷に点在する6筆の農地です。先月事務局担当者とともに現地確認を行いました。申請地6筆の内訳は、2筆が水稻、4筆がカボチャやトマトなどの露地野菜を栽培されています。

今後においてもこれまで同様、農業経営を行っていくとのことでした。

このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長（会長） 只今、地元委員さんのご意見を伺いましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特に、ご質疑も無いようですので、申請人は相続税の納税猶予を受け  
る適格者であると認め、納税猶予適格者証明書を交付することに、ご異  
議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議無いものと認め、申請人に納税猶予適格者証明書を交付するこ  
とに決定いたしました。  
次に、議案第44号『下限面積(別段の面積)の変更について』を議題  
といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局  
(専門員兼農政係) 失礼いたします。  
議案第44号「下限面積(別段の面積)の変更について」をご説明し  
ます。議案書8ページをご覧ください。  
当議案では、「下限面積(別段の面積)の設定について」の中にある  
「空き家に附属した農地に限定した設定について」は、農業委員会が指  
定した農地に限るとあるため、今回指定追加としてご協議願うものです。  
1番 西大洲字ヤヲの土地、畑1筆、536㎡です。  
市役所本庁から西に約700mに位置する場所になります。摘要にも記  
載しておりますが、申請人は平成13年まで当該地に居住しておりました  
が、夫を亡くしてからは市外に住む子どもと同居をしております。年  
に数回帰省しては家の手入れ等も行っていましたが、最近はなかなか戻  
ることもできなくなり『大洲市空き家バンク』に登録したという経緯に  
なります。  
なお、今回の総会でご承認いただけましたら、次月以降の総会で『農  
地法第3条の規定による許可申請』が提出される予定になっております。  
以上1件、ご審議のほど、よろしくお願い致します。
- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特にご質疑も無いようですので、今説明しましたように地番指定する  
ことにご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議無いものと認め、今回申し出があった農地について地番指定す  
ることに決定いたしました。  
次に、議案第45号『農用地利用集積計画の決定について』を議題と  
いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局  
(専門員兼農政係)

議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。  
議案書の9ページからをご覧ください。

1番から3番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

4番、5番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

10ページです。

6番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

7番、8番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

9番から14番 利用権の設定を受ける者が同一となります。水稻及び麦を栽培するため賃借権を3年から10年間の期間で設定しようとするものです。

13ページです。

15番 引き続き、野菜を栽培するため、使用賃借権を10年間設定しようとするものです。

16番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

17番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

14ページです。

18番 新たに農地を借り受け、果樹を栽培するため、使用賃借権を10年間設定しようとするものです。

19番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、使用賃借権を10年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、19件・31筆、利用権設定総面積、30,441.54㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書15ページをご覧ください。

1番、2番、3番 所有権の移転を受ける者が同一の者です。経営規模の拡大を図るため、売買により徳森及び東大洲の農地を取得しようとするものです。

以上、所有権移転・件筆数、3件・4筆、2,243㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

只今事務局より説明がありました。何かご質疑はございませんか。

4番

19番の方、82歳だと思っておりますが、10年の契約になっていますが、後継者など他に耕作される方はおられるのでしょうか。

29番

この方は80歳を超えておられますが、実際は息子さんが50代ですがやっておられますので大丈夫だと思います。以上です。

議長(会長)

はい。今のお話でいかがですか。

4番

結構です、ありがとうございます。

議 長（会長）

ほかにご意見等ございませんか。  
特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、  
ご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。  
以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了  
しましたので、議事を閉じることにいたします。